

□愛衛協 組合ニュース□

愛衛協 4-1 号
令和 4 年 7 月 15 日

「市町村合特法担当課長会議」開催



令和 4 年 7 月 8 日（金）午後 2 時より愛知県自治センターにおいて、愛知県環境局主催の「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化事業関係及び一般廃棄物関係担当課長会議」が開催されました。

当組合より県知事及び各市町村長あてに、合特法の適用及び業務委託に係る要望書をお渡しするとともに、「一般廃棄物処理業に関する最近の最高裁判決及び環境通知」を用い、随時契約の重要性、合特法の適用強化、加えて、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づくプラスチック資源の回収・リサイクルに既存のリサイクルシステムを活用、及び、廃棄物処理法に基づく違法な不用品回収業者等の取り締まり指導と、違法行為撲滅のため住民の方々への周知徹底を要望しました。

理事長からの要望要旨

皆さんこんにちは

愛知県衛生事業協同組合 理事長の永田でございます。

本日は大変貴重なお時間をいただき、ありがとうございます。

さて、私共の組合は、昭和39年に設立されましたし尿、浄化槽、ごみなどの一般廃棄物を取り扱う県内唯一の組合で、現在103社で構成される組合でございます。

日頃は皆様方に、当組合並びに組合員が、長きにわたりまして大変お世話になっており 誠にありがとうございます。

またこのコロナ禍におきましても、エッセンシャルワーカーとしての自覚のもと、皆様のご指導をいただきながら、業務が継続できておりますこと、重ねて御礼申し上げます。

私共は平成14年度より毎年度、合特法の推進などの業務安定化に向けた支援措置を要望させていただいております。本年も4点について要望させていただきます。要望の詳細は要望書とそれに関する冊子をお渡しさせていただいておりますので、後程ご高覧頂ければと存じます。

さて、私たちは、この会場に見えます皆様と同じ志を持った、同志であると思っています。つまり、われわれも地域環境の保全と公衆衛生の向上を図ろうという志で、毎日仕事をしているという事であります。

その中で、制度設計をなされてみえるご担当の皆様としては、どうしたらこの目的の環境保全と公衆衛生の向上が図れるか、言い換えればどのような業者にやらせたら、一番スムーズに問題なく、苦情なく、廃棄物が処理できるかという事になるかと思えます。

具体的言えば

- ・住民の皆さんの事や地域のことをよく知っていて
- ・ノウハウ、スキル、や実績 をもっていて
- ・単にお金だけのために仕事するのではなくて、

地域やお客様のために責任をもって仕事をする業者に任せることが一番安心という事になるのではないかと思います。

確かに企業としては、事業を継続させるためにお金は必要です。事業が継続できなければ、市民の皆様にご迷惑をおかけすることばかりでなく、環境保全や公衆衛生にも大きな影響を及ぼすこととなってしまいます。

しかし、お金の為だけではなく、地域のために仕事をするという信念が業者にはなければならぬと考えております。

実例を申し上げますと、

- ・県内各地で大きな被害をもたらしたあの東海豪雨のときの一廃業者の動きはいかがでしたでしょうか。
- ・あの食品廃棄物不適正処理のダイコー問題の時の地元業者の動きはいかがでしたでしょうか。
- ・コロナ禍で緊急事態宣言が出たときに業務が止まりましたでしょうか。
- ・つい最近の豊山町での下水道管の不具合で汚水があふれそうになった時の地元業者の対応はいかがでしたでしょうか。

地元の業者はみんな率先して対応したことは、ここに見えるご担当の課長さんはよくご存じだと思います。

ではなぜ、お金のことを後回しにして率先して業者は対応したのか、それはまさに、皆様が長きにわたり私共業者をかわいがって頂いているからであります。

言い換えれば、新規の許可や新規の委託を他に出さず、長きにわたり随意契約を継続していただいている事、加えて合特法の趣旨に基づいた代替業務を継続して発注していただいていること、このことにより、我々に仕事の使命感を芽生えさせていただいたからにはほかありません。

南海トラフ地震が叫ばれている現在、今後この使命感がさらに大きく、その重要さを増してくると思っております。

しかし、この分野をご担当されていない方の中には、これまでの経緯だとか、合特法の目的だとか、最高裁の判決で一般廃棄物処理業者は、もっぱら自由競争にゆだねられるべき性格の事業として位置づけられていない という判決があるとか、我々に使命感があることを理解されていない方がみえるかもしれません。

もし、そんな方がおみえになったら、合特法の真の目的は残されたし尿・浄化槽世帯の方々のための法律で、業者への代替業務の提供は単なる目的達成のための手段であって、業者保護が真の目的ではないという事。

そして、その代替業務の随意契約は、業務の安定化のために必要な合理的政策であって、判例でもその手法は認められているという事等をぜひご説明していただき、説得していただきたいというのが本日の最大のお願いであります。

配布させていただいた要望書には、

- ・原油高に伴ってのご配慮いただきたいという事や、
- ・プラ新法の実施においても、既存の業者を継続して使っていただきたいこと、
- ・そして 不正不用品回収業への適切な対応も要望させていただいておりますので、なにとぞ 善処いただきますようお願いを申し上げる次第であります。

最後になりますが、せっかくですので、各業者の実情を少しお話して終わりたいと存じます。

- ・皆様の中で、他人のし尿やごみの汁が、目や鼻に入ったご経験がある方はお見えになりますでしょうか？ 我々ではこれが日常です。
- ・お父さんがバキュームカーやごみの仕事にあたっているがゆえに、その子供さんが学校でお前とはいっしょにプールに入りたくないといじめられて 不登校になっている子供さんがみえることをご存じでしょうか。

そんなつらい、厳しい現状の中ではありますが、環境保全と公衆衛生の向上、そして何より地域の皆様のために、皆様と一緒に、一生懸命働きますので、どうか本日の件、ご理解いただきますようお願い申し上げます。本日の要望とさせていただきます。

どうぞよろしくようお願い申し上げます。

ありがとうございました。

令和4年7月8日

各市町村長 様

愛知県衛生事業協同組合
理事長 永田 喜裕

要 望 書

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素より、当組合員の事業の推進に格別のご高配を賜り心から感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の拡大という事態の中、廃棄物処理業は、国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な事業として継続が求められているところです。

当組合員は、中小、零細ですが、行政の方々とともに廃棄物の適正な処理を継続し地域の公衆衛生を維持するため努力しているところです。

しかしながら、下水道の進捗、人口減少など経営環境を取り巻く状況は厳しいものがあります。加えて、昨今の原油価格・物価高騰等により、経営環境の厳しさは増大しております。

つきましては、私どもの現状をご賢察の上、廃棄物処理法、近年の環境省及び愛知県からの通知、最高裁判決並びに本年4月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」を踏まえて、当組合員がこれまで概ね半世紀以上にわたり取り組んできた業務が、今後とも安定的かつ継続的に実施できますよう、次の事項についてご配慮いただくようお願いいたします。

1 一般廃棄物の処理委託・許可制度の適正な運用を図るとともに、業務委託等に当たり、燃料や原材料の高騰を考慮する等適切な配慮をお願いします。

廃棄物処理法において、一般廃棄物処理は、市町村の自治事務として一般廃棄物処理計画を定め、かつ、同計画に従って処理を行わなければならないとされています。

また、市町村自らが処理を行う場合はもとより、市町村以外の者に委託して行わせる場合や許可業者に行わせる場合であっても、一般廃棄物の処理責任は、市町村が有するとされており、委託および許可の基準が規定されています。

一般廃棄物処理は、電気、ガス、上下水道などと同様に公共性・公益性の高い業務であり、公共サービスとして、経済性の確保より業務の適正な遂行が優先されるべきである旨を平成 26 年 1 月 28 日の最高裁判決において改めて示されました。

当組合は、委託又は許可業者として長きにわたり市町村の皆様方のご指導を賜り、処理業務の一端を担ってまいりました。

また、今般のコロナウイルス感染症や全国各地で頻繁に発生している大規模災害発生時に発生するし尿やごみの処理について、市町村の皆様のご指導の下に可能な限り対応していく所存です。

しかしながら、人口減少、高齢化、従業員の確保難など我々を取り巻く環境は厳しいものが予測され、昨今の燃料・原材料価格の高騰は経営の根幹を揺るがす事態を招いております。

公共サービスとして、迅速かつ円滑な収集運搬が安定的・継続的に行われるためには、受託者が健全な形で業務の遂行を成し得る体制の確保が重要であると思料いたします。

業務を継続するためには、受託できるか否か不確実な状況では安定した業務体制（施設、車両、人員等）を確保・維持することは困難です。

私どもの業務が、それぞれの地元において安定的かつ持続的に存続できるように、廃棄物処理法、26 年 1 月 28 日の最高裁判決及び 26 年 10 月 8 日付け環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知を踏まえ、一般廃棄物処理業者の健全育成の推進をお願いします。

★関係 法令、通知及び判例

廃棄物処理法（抄）

第7条 一般廃棄物処理業の許可の基準

- ・ 市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること
- ・ 申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合すること
- ・ 施設及び能力が、事業を的確にかつ継続して行うに足りること

廃棄物処理法施行令（抄）

第4条 一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準

- ・ 業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ業務の実施に際し相当の経験を有するものであること。
- ・ 委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること。

平成26年1月28日 最高裁判決（要約）

「一般廃棄物処理計画に適合することなどの許可要件に関する市町村長の判断を通じて、許可業者の濫立等によって事業の適正な運営が阻害されることの無いよう一般廃棄物処理業の需給状況の調整が図られている仕組みが設けられている。

一般廃棄物処理業は、専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置付けられていない。

したがって、市町村長から一定の区域につき既に一般廃棄物処理業の許可等を受けている者は、当該区域を対象とする他の者に対してされた同業の許可処分等の取消しを求めるにつき、原告適格を有する。」

平成26年10月8日 環境省廃棄物・リサイクル対策部長通知

（要約）

「市町村が行う場合はもとより、市町村以外の者に委託して行わせる場合であっても、許可業者に行わせる場合であっても、市町村が統括的な責任を有するものであり、一般廃棄物処理計画にこれを位置付け、業の許可の運用を図ることが重要である。また、委託に際しては、廃棄物処理法の委託基準に『業務の遂行に足る施設、人員及び財政的基礎を有し、業務に関する相当の経験を有することに加えて、受託料が受託業務を遂行するに足りる額であること。』が定められており、経済性の確保等の要請ではなく、業務の確実な履行を求める基準であることに留意が必要である。」

- 2 「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」（以下「合特法」という。）に基づく合理化事業計画の策定を推進し、同法の趣旨に基づく代替業務を地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の随意契約に該当させること。

名古屋市を除く愛知県内の下水道普及率は、昭和 60 年度末の 35%から、令和 2 年度末には 80%となりました。

し尿・浄化槽汚泥清掃処理業者は、事業の転換、廃止等を余儀なくされていますが、不用となる運搬車等の設備及び機材を他に転用することは極めて困難である上、下水道への転換が完了する直前まで、規模を縮小しつつ、し尿の処理及び浄化槽清掃の適正な実施を継続して行わなければなりません。

し尿処理業者等の適正処理体制を、確保するため制定された合特法に基づく合理化事業計画の策定等により一層のご支援をお願いします。

また、平成 24 年 4 月 12 日の福岡高裁の判決（平成 26 年 4 月 3 日 最高裁上告棄却により確定）で示された「合特法第 8 条の金融上の措置に伴う公金の支出を避けるために公共施設浄化槽の保守点検等の業務を随意契約で代替業務として提供し、既存業者を保護する方法をとることも合理性がある。」を踏まえ、大規模災害時の避難所で翌日から必要となるし尿処理を的確に実施するためにも、し尿処理業者等への合特法に基づく合理化事業計画等による支援の一層の推進を図るとともに代替業務の随意契約による提供をお願いします。

★関係 法令及び判例

地方自治法第 234 条（抄）

- 2 指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

地方自治法施行令第 167 条の 2（抄）

地方自治法第 234 条第 2 項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- ②不動産の買入れ又は借り入れ、普通公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

福岡高裁判決

(平成 26 年 4 月 3 日 最高裁上告棄却により確定 要旨)

随意契約の適法性について、不特定多数の者の参加を求め競争原理に基づいて契約の相手方を決定することが必ずしも適当ではなく、多少とも価格の有利性を犠牲にする結果になるとしても、当該契約の性質に照らし又はその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、ひいては当該普通地方公共団体の利益の増進につながると合理的に判断される場合も該当する。

合特法に基づく合理化事業計画を定めて一般廃棄物処理業者を支援できること。

収入や、浄化槽汚泥収集量が増加しているとしても、本件既存業者は、下水道の供用開始による影響を少なからず受けたものと認められる。

し尿処理等の事業の安定的な継続が伊万里市にとって今後必要であることを考慮すると、随意契約の方式により締結したことは、合特法の趣旨を合わせ考えれば、契約担当者の合理的な裁量判断の範囲内にある。

3 「プラスチックに係る資源循環の推進に関する法律」に基づくプラスチック資源の回収・リサイクルに既存のリサイクルシステムを活用すること

資源有効利用促進法に基づき、個別物品の特性に応じて家電リサイクル法、食品リサイクル法、容器包装リサイクル法などにより資源循環の取組が進められているところです。

そうした中で、本年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されました。

同法では、容器包装リサイクル法で対象となっている家庭から排出されるプラスチック製容器包装に加え、家庭から排出される製品プラスチックや事業者から排出されるプラスチック資源についても、それぞれ市町村や事業者の回収・リサイクルの規定が盛り込まれ、新たなリサイクル制度の構築が進められるものと思料されます。

市町村での新しいリサイクル制度の構築に際しては、これまで私共が容器包装リサイクルで培った既存のルートを有効に活用する実効性のある制度とされますようお願いします。

また、この既存のルートでのリサイクル業務の多くは、「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」の代替業務として受託しているものであることから、新たなリサイクル制度により、これまでの委託業務がなくなる場合は、別の代替業務にご配慮いただくようお願いいたします。

★プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案の概要 (環境省資料抜すい)

市区町村の分別収集・再商品化の促進

プラスチック資源の分別収集を促進するため、容リ法ルートを活用した再商品化を可能にします。

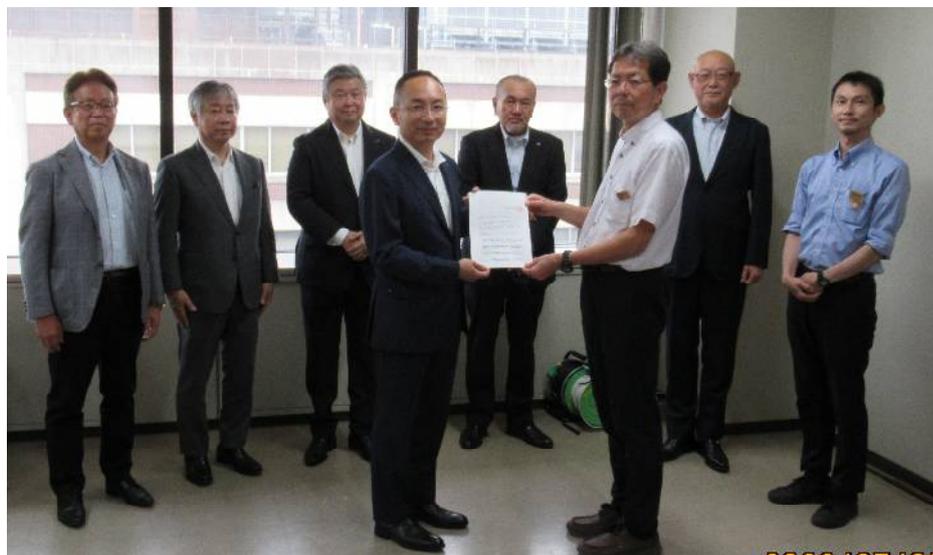
また、市区町村と再商品化事業者が連携して行う再商品化計画を作成し、主務大臣が認定した場合に、市区町村による選別、梱包等を省略して再商品化事業者が再商品化を実施することを可能にします。

4 不正リサイクル事業者や不正不用品回収業者について廃棄物処理法及び関連法規に従って適切な対策を図られたい。

廃家電製品、建築物の解体時に所有者等が残置した廃棄物、遺品整理等で発生した一般廃棄物を許可又は委託を受けずに直接引き取り回収・収集運搬を行う業者が見受けられます。

このような廃棄物処理法等に抵触する違法な業者により回収されたものは、不法投棄など生活環境の保全上の支障を生じさせる可能性があるところであり、本年2月には、一宮市の業者が廃棄物処理法等違反で逮捕、起訴されたところです。

つきましては、廃棄物処理法に基づく違法な不用品回収業者等の取り締まり指導と、違法行為撲滅のため住民の方々への周知徹底をお願いします。



【理事長より県知事あて要望書を県資源循環推進課 木村課長・新宅担当課長へ手交】

前列左から 永田理事長、木村課長
後列左から 大島合特法適用推進委員長、相木副理事長、
山下副理事長、田島副理事長、鬼頭合特法適用推進副委員長、
新宅担当課長

講習会案内

社会保険労務士による個別無料相談を行います。

今年度も社会保険労務士による個別相談事業を愛知労働局の補助金制度を利用して、下記により実施することとなりました。

「労働時間の上限規制」や「同一労働同一賃金」などへの対応について昨年度同様に社労士が希望の場所に出向き無料で相談に応じます。

つきましては、希望される方は別紙相談依頼書を事務局までFAX(052-241-7693)にて送付くださるようお願い致します。

- 期 間 : 案内到着より令和5年2月17日(金)
相談場所 : 会社事務所、自宅等 希望される場所に社労士が出向きます。
予定社数 : 10社 各3回程度(相談内容に応じて検討)
費 用 : 無料
質 問 例 : ① 有給休暇を1年に5回以上取得させていますか?
② 毎月30時間以上、残業や休日出勤をしてませんか?
③ 正社員とパートタイマーで手当、賞与、退職金などの制度が異なっていませんか?
④ 就業規則が古くなっていますが、変更案を作成してもらえますか?
⑤ 問題が起きないように、入社時や退職時に確認書類を提出させていますか?
⑥ 労務管理、社会保険、助成金についてセカンドオピニオンは必要ありませんか?
⑦ やるべきこと、気を付けること、困っていることなど社会保険労務士に聞きたいことはありませんか?

※秘密厳守です。

お気軽にご相談ください。

講習会案内

【コンパクト型浄化槽清掃実務者講習会】

日本環境整備教育センター 主催

受講対象：浄化槽の清掃業務に従事している者

日 程：令和4年9月22日（木）

会 場：昭和ビル9階 ホール

受 講 料：10,800円（予定）

【一般廃棄物（ごみ・し尿）実務者講習会】

日本環境衛生センター 主催

受講対象：市町村長から許可もしくは委託を受けて一般廃棄物の処理を行う者及びそこに従事する者

市町村のご担当者様へもご案内予定です。

日 程：令和4年10月20日（木）

会 場：フジコミュニティーセンター 大会議室

受 講 料：24,200円（予定）

※申込先はともに組合事務局 ☎052-241-7692



組合員社名変更

有限会社ハズカンキョウ（令和4年6月より変更）

【新社長】 小塚 周一様

※ 前社長の小崎節子様は会長に就任されました。

夏季休暇のお知らせ

8月11日（木）～8月15日（月）までお休みをいただきます。
ご不便をお掛け致しますが、何卒宜しくお願い致します。

愛知県衛生事業協同組合

☎460-0008 愛知県名古屋市中区栄 4-3-26（昭和ビル 5F）

TEL 052-241-7692 ・ FAX 052-241-7693

URL：<https://aieikyou.com>